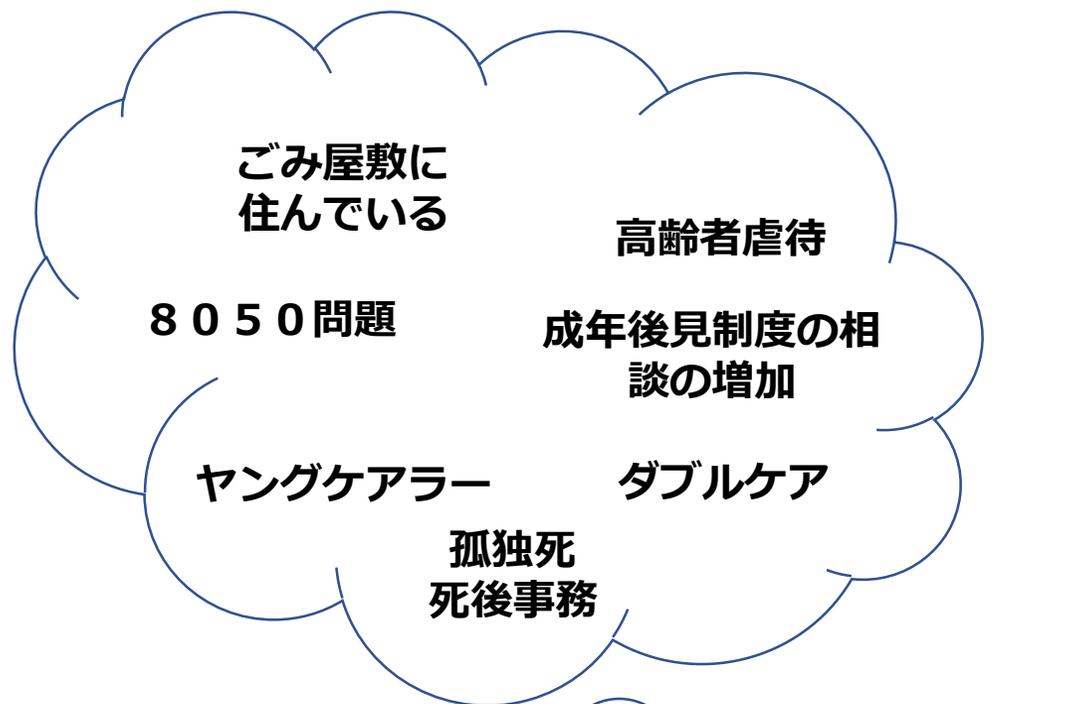


重層的支援体制整備事業について

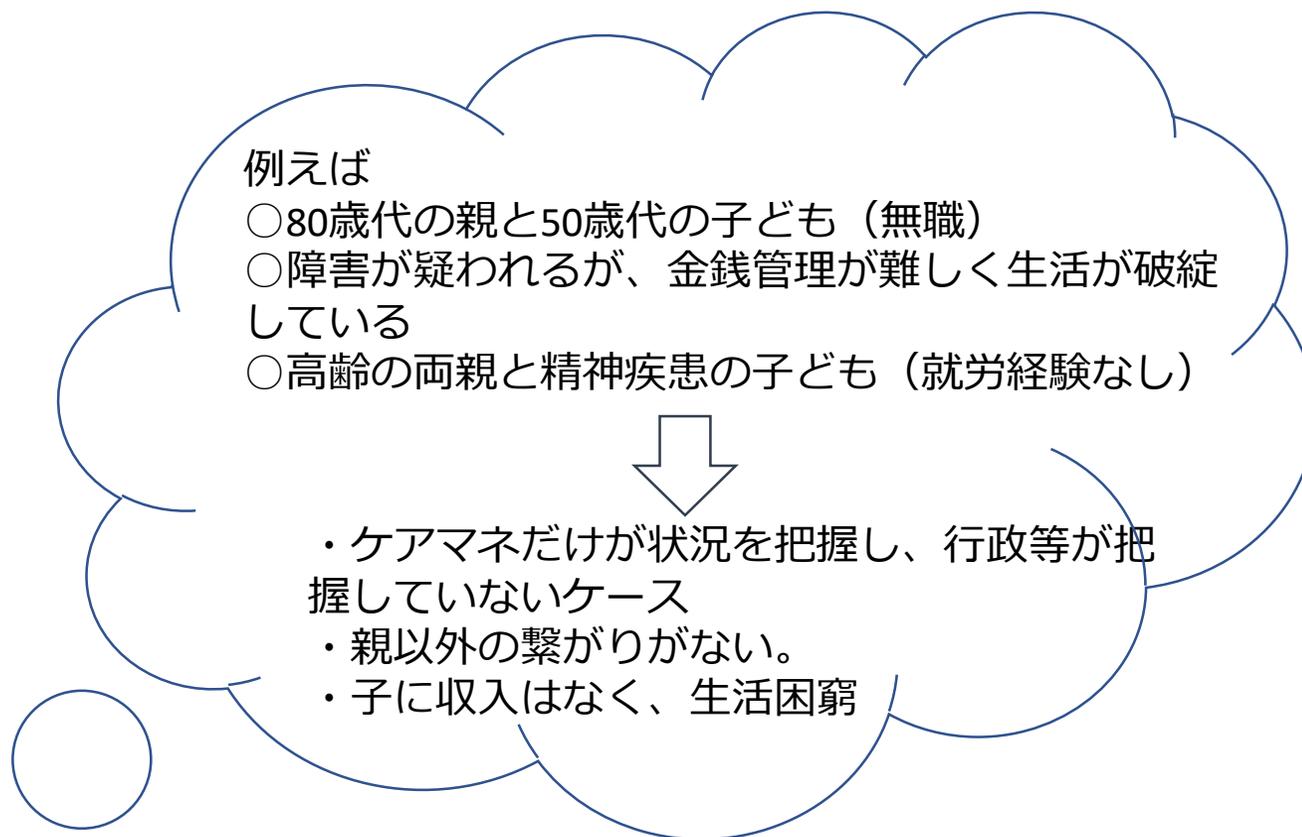


京都府健康福祉部地域福祉推進課

複雑化・複合化する課題や制度のはざまの課題



今見えているのは氷山の一角？
早期の対応と予防が必要では？



↓

本人達に困り感はない。親世代は地域との繋がりもある。
→親の状態が悪化したときに相談に来れる？
親がいなくなっても地域との繋がりを保てる？

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～

- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化



- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



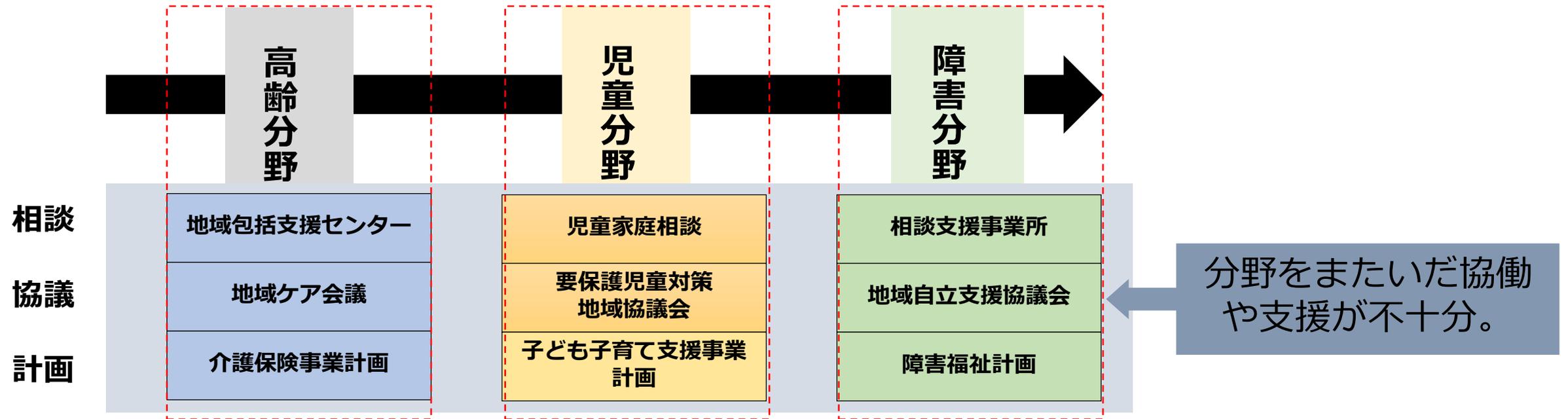
交通



※厚生労働省研修資料から

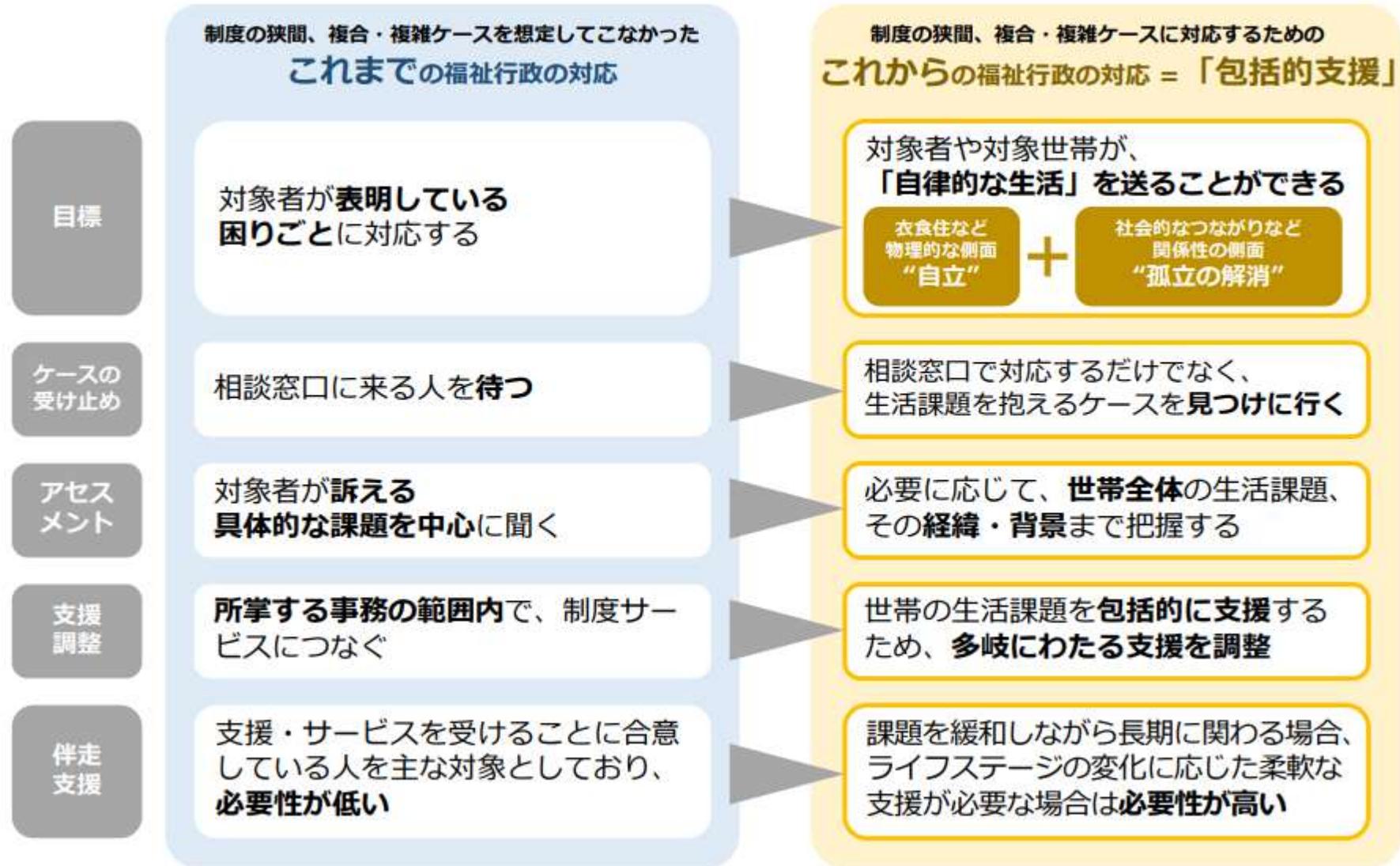
包括的な支援体制の構築

高齢、児童、障がいの各分野の中では包括的な支援のしくみがつくられてきたが複合課題の場合、対象者別の制度だけでは問題解決につながらない。



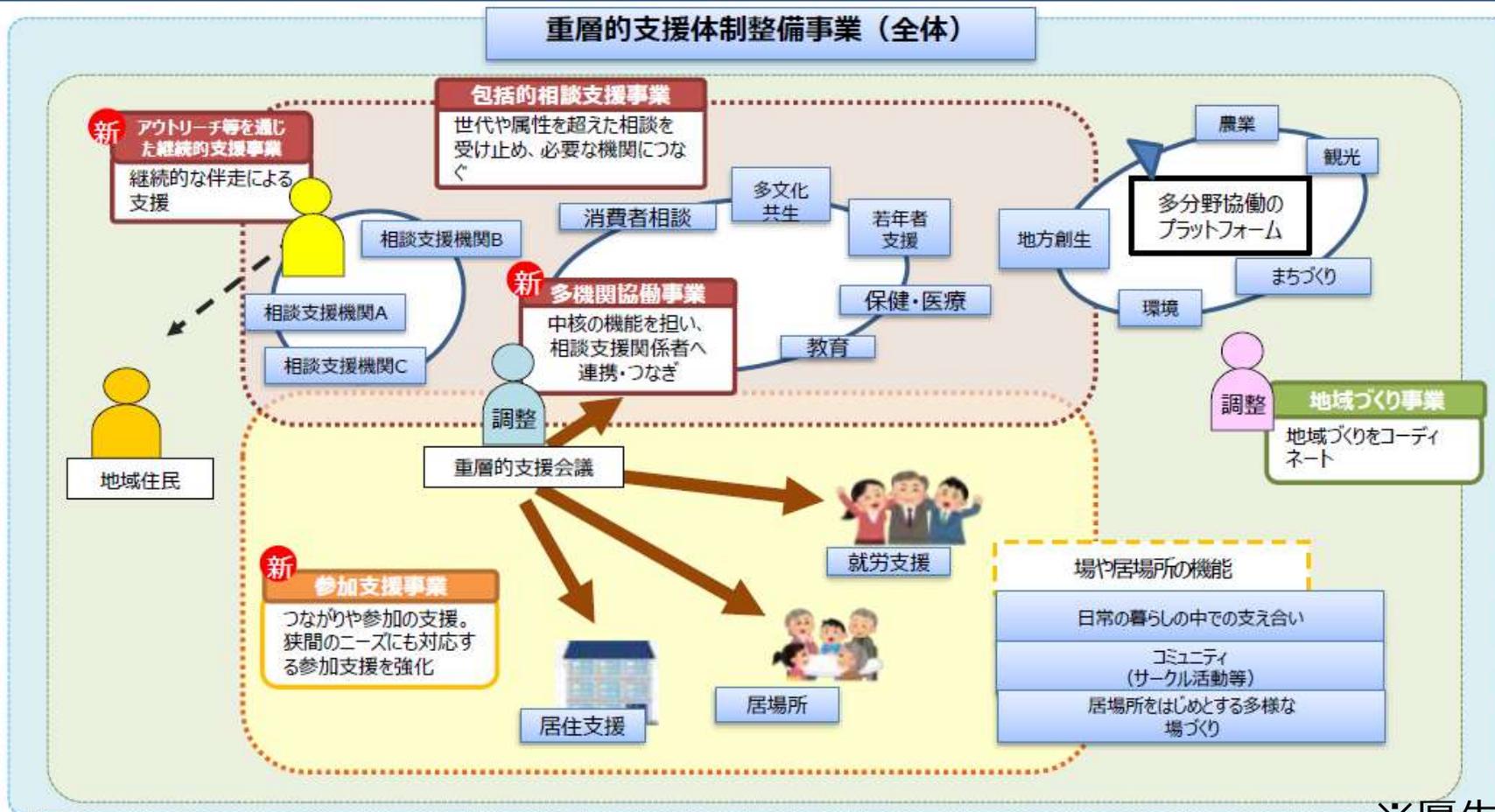
2018年4月の改正社会福祉法の施行によって、**包括的な支援体制の構築**が市町村の努力義務化。

<福祉行政のこれまでとこれから求められる「包括的支援」>



重層的支援体制整備事業の概要

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。

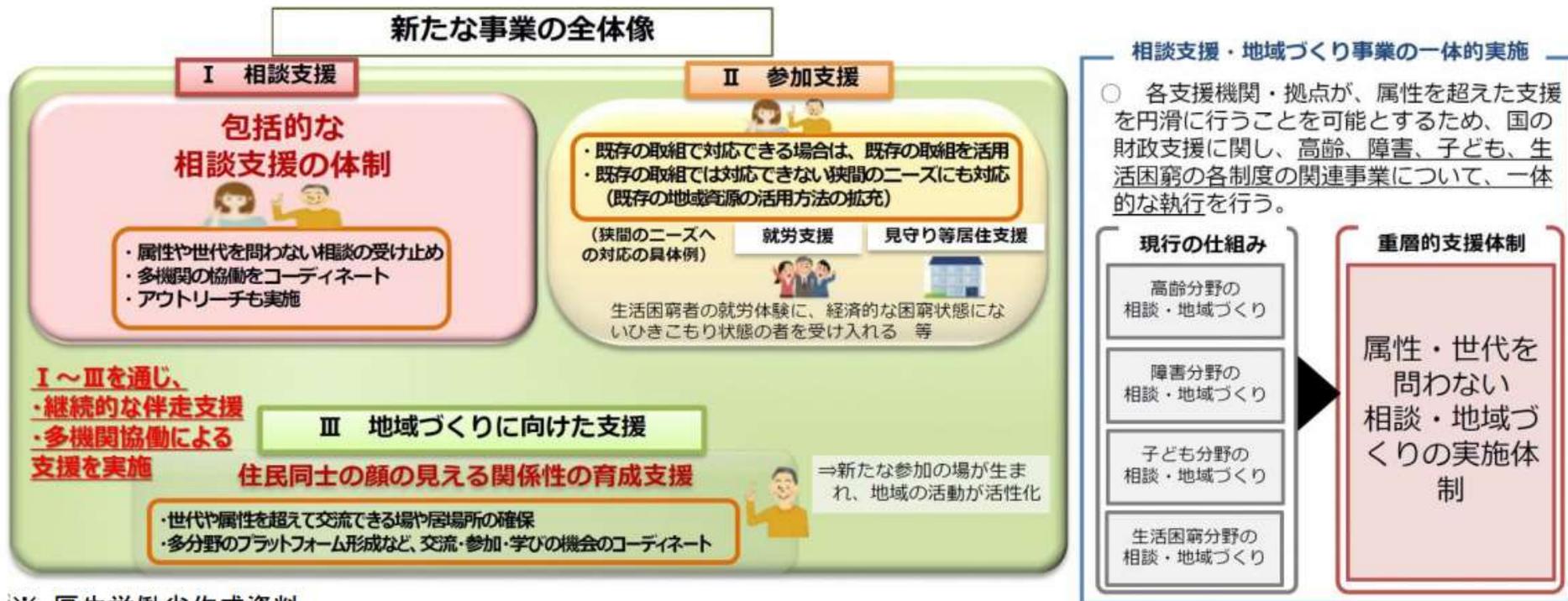


重層的支援体制整備事業の概要（2021年4月創設）

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では課題がある。（※）一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手助けに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。

現行の仕組み

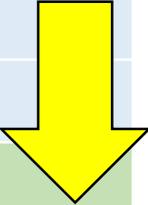
- 高齢分野の相談・地域づくり
- 障害分野の相談・地域づくり
- 子ども分野の相談・地域づくり
- 生活困窮分野の相談・地域づくり

➔

重層的支援体制

属性・世代を問わない
相談・地域づくりの実施体制

重層的支援体制整備事業 府内実施状況

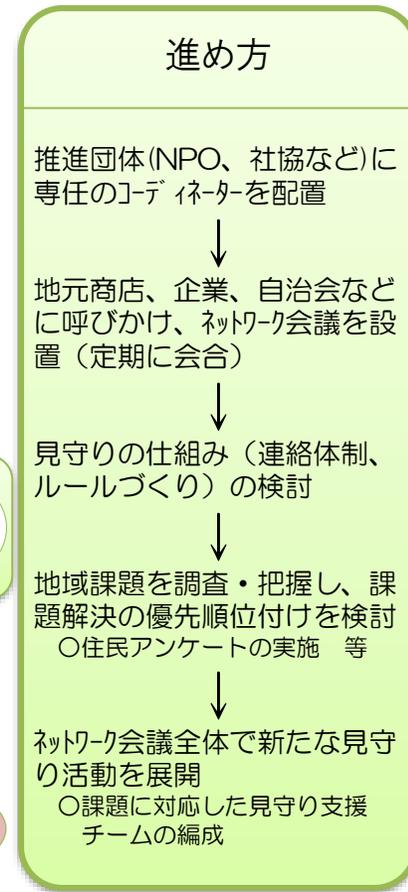
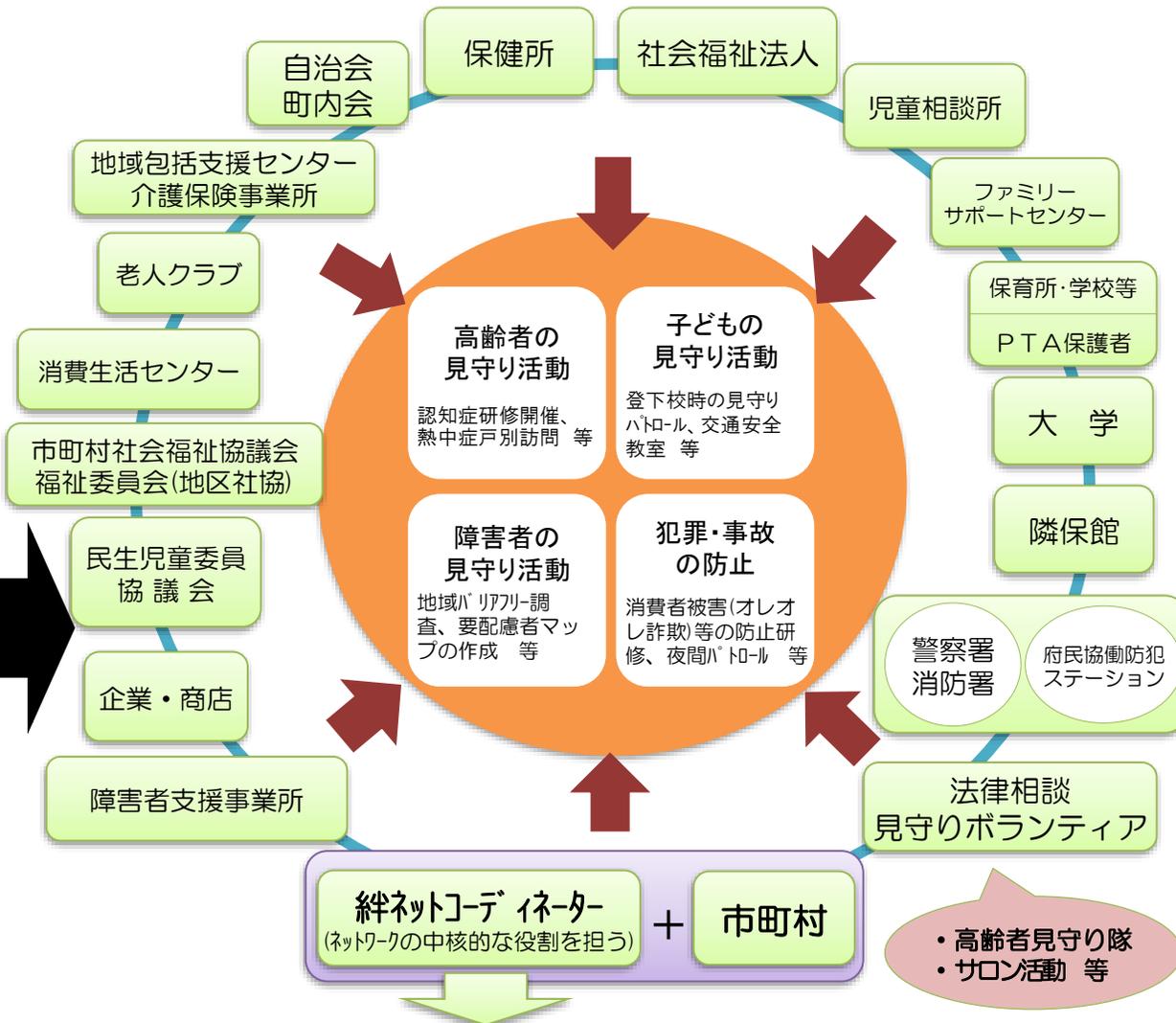
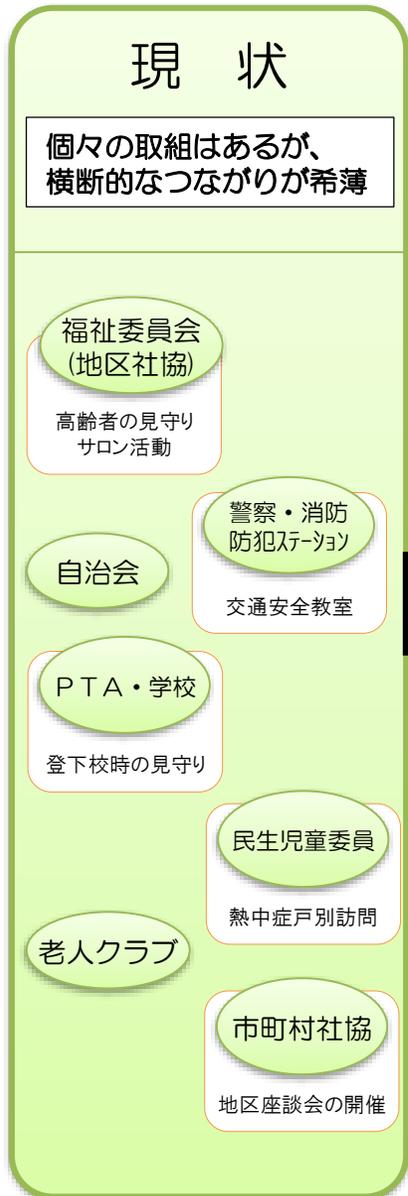
令和5年度	重層的支援体制整備事業	長岡京市	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> R5年度 重層支援 1 移行準備 6 </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div>
	移行準備事業	京都市	
		福知山市	
		舞鶴市	
		亀岡市	
		京丹後市	
		精華町	
令和6年度	重層的支援体制整備事業	京都市	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> R6年度 重層支援 4 移行準備 4 </div>
		長岡京市	
		亀岡市	
		精華町	
	移行準備事業	福知山市	
		舞鶴市	<div style="text-align: center;">  </div>
		京丹後市	
		綾部市	

全国では・・・

- R5重層的支援体制整備事業 → 189自治体
- R5移行準備事業 → 279自治体
- R6重層的支援体制整備事業 → 346自治体 (157 )

絆ネットワークのイメージ

～地域で地域を見守るシステムの構築～



個別課題に対応する「見守り支援チーム」※を編成

※見守り支援チーム：絆ネットコーディネーターをリーダーとした地域課題に直接対応する地域福祉の専門家をはじめとするメンバーで構成
(例：地域包括支援センター職員、その他相談専門員 等)

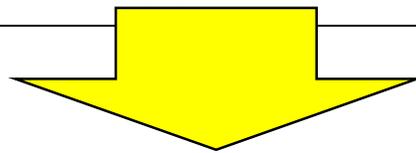
第4次京都府地域福祉支援計画（抜粋）

第4章 1 地域における包括的な支援体制の整備

（1）様々な課題を包括的に相談・支援できる仕組みの推進

〔「絆ネット」の基盤を活かした地域づくり〕

京都府では、地域全体での見守り体制の構築に向け、新たな見守り活動の展開や既存の活動の連携強化を図るため、2014（平成26）年度から「絆ネット」事業を市町村で取り組むよう進めてきたところです。市町村における重層的支援体制整備事業の実施に当たっても、これまで取り組んできた「絆ネット」等の見守りネットワークの基盤を活かし、世代や属性を超えた地域づくりを進めることが必要です。また、その際、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える課題（介護、保健医療、住まい、就労、教育等）や福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立、人権問題などの各般の課題を把握し、福祉分野だけでなく、多様な関係機関との連携により、その解決を図ることが必要です。



「絆ネット」等の見守りネットワークの基盤を活かし、地域の実情に即した包括的な支援体制の構築や「重層的支援体制整備事業」の活用が進むよう、市町村の取組を支援 → **後方支援事業**

市町村職員に対する研修会の実施

府内外の先進事例の提供

未実施市町村への個別ヒアリング、アドバイザー派遣等